

千歳市防災行政無線運用管理規程を次のとおり定める。

令和2年3月31日

千歳市長 山口 幸太郎

千歳市防災行政無線運用管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、電波法(昭和25年法律第131号)その他の法令に定めるもののほか、市の防災行政無線の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線局の管理)

第2条 無線局(防災行政無線設備及び防災行政無線設備の操作を行う者の総体をいう。以下同じ。)の管理は、防災主管課が行う。

(管理責任者等)

第3条 無線局の適正な管理及び効率的な運用を図るため、管理責任者、無線局管理責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

2 管理責任者は、無線局の管理及び運用を統括し、無線局管理責任者を指揮監督する。

3 無線局管理責任者は、管理責任者の命を受けて無線従事者及び通信取扱者を指揮監督し、無線局の適正な管理及び円滑な運用を図るものとする。

4 無線従事者は、無線局管理責任者を補佐し、並びに無線局管理責任者の命を受けて防災行政無線設備を操作し、及び管理する。

5 通信取扱者は、無線局管理責任者の命を受けて、無線従事者の指導のもとに無線局の通信業務を行う。

6 管理責任者は総務部長を、無線局管理責任者は防災主管課長をもって充てる。

7 管理責任者は、無線局の運用形態に応じ、適正な員数の無線従事者を配置しなければならない。

(防災行政無線設備の区分、種別及び設置場所)

第4条 防災行政無線設備の区分、種別及び設置場所は、別表第1のとおりとする。

(通信系統)

第5条 防災行政無線設備の通信系統は、別表第2のとおりとする。

(通信の区分)

第6条 防災行政無線設備を用いて行う通信は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該

各号に定める事項とする。

(1) 防災通信 非常災害時等において、防災、応急救助及び災害復旧等のために行う通信として、次に掲げる事項

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく災害予防、災害応急対策、災害復旧その他必要な災害対策に関する事項

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号）第16条の規定による国民の保護のための措置に関する事項

ウ その他住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項

(2) 平常通信 一般行政事務のために行う事項

（通信の依頼等）

第7条 前条に規定する通信を依頼する者は、次の各号に掲げる通信の区分に応じ、当該各号に定める依頼書を防災主管課長に提出しなければならない。ただし、急を要しその時間的余裕がないときは、口頭又は電話により依頼することができる。

(1) 防災通信 緊急通信依頼書（第1号様式）

(2) 平常通信 一般通信依頼書（第2号様式）

2 防災主管課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、その内容を検討し、通信を必要とするものについては、通信文を作成し通信するものとする。

（週休日、休日及び執務時間外の取扱い）

第8条 防災主管課長は、日曜日、土曜日及び休日（千歳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年千歳市条例第30号。以下この条において「条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。）並びに執務時間外（条例第3条第2項本文に規定する勤務時間以外の時間をいう。）において第6条（第1号を除く。）に規定する通信を要するときは、消防吏員に当該通信を委任することができる。

（非常災害時等における通信体制）

第9条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線局管理責任者に対し、直ちに、通信の確保に関し必要な措置を講じさせるものとする。

(1) 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(2) 管理責任者が特に必要と認めるとき。

2 管理責任者は、前項第1号又は第2号に該当する場合において、無線局の円滑な運用を図るため、陸上移動局（陸上移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。第11条において同じ。）を必要と認める場所へ配備することができる。

（通信統制）

第10条 管理責任者は、前条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合において、通信統制（情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止して割込み通信順序の指定等を行うこと、又はこれらの措置を講ずることが可能な状態にすることをいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

2 通信統制の実施責任者は、管理責任者とし、管理責任者が通信統制に係る職務を行うことができないときは、無線局管理責任者がこれを代行する。

3 管理責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除するものとする。

(屋外拡声子局及び陸上移動局の住民等利用)

第11条 管理責任者は、住民の安全の確保及び福祉の向上を図るため、屋外拡声子局(親局から電波を受信し、又は単独で拡声装置により情報を伝達するために屋外に設置する通信設備をいう。以下同じ。)及び陸上移動局を住民、自主防災組織、町内会又は施設管理者等の利用に供することができる。

2 前項の規定による屋外拡声子局及び陸上移動局の利用については、別に定める。

(戸別受信機等の取扱い)

第12条 戸別受信機等は、市内に居住する者であって必要と認められるもの及び防災関係機関、公共施設その他必要と認める施設に貸与するものとする。

2 前項の規定による戸別受信機等の貸与に係る取扱いについては、別に定める。

(通信訓練)

第13条 管理責任者は、無線局の機能の確認及び運用の習熟を図るため、定期的に通信訓練を実施するものとする。

(研修)

第14条 管理責任者は、通信に係る技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員及び自主防災組織等に対し、研修を実施するものとする。

(無線設備の点検)

第15条 管理責任者は、防災行政無線設備の点検を毎年定期的に行わなければならない。

(書類等の保存)

第16条 管理責任者は、電波法その他の法令に基づく書類等を適切に保存しなければならない。

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、防災行政無線の管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(千歳市防災行政用無線局運用管理規程の廃止)

2 千歳市防災行政用無線局運用管理規程(昭和57年千歳市訓令第3号)は、廃止する。

(千歳市防災行政無線に関する規程の廃止)

- 3 千歳市防災行政無線に関する規程(昭和57年千歳市訓令第11号)は、廃止する。

別表第1(第4条関係)

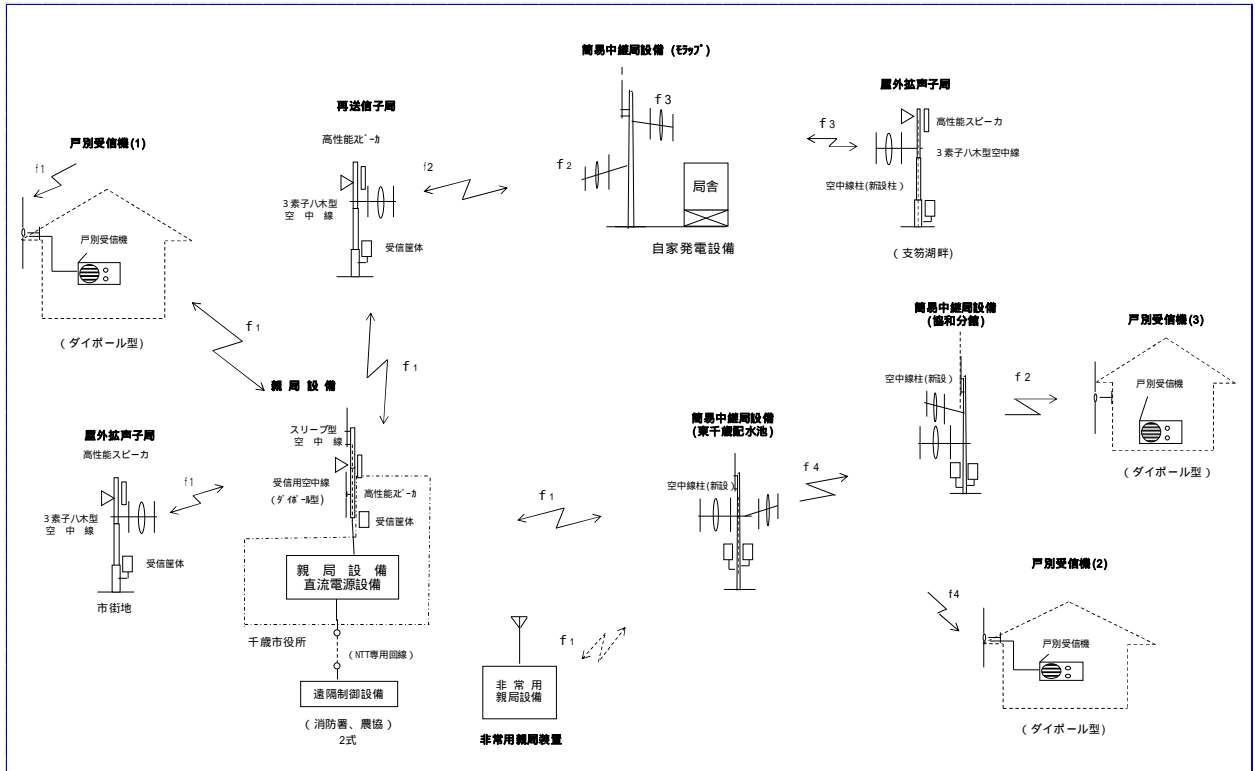
区分	種別	設置場所
送受信施設	親局	千歳市役所
送信施設	遠隔制御局	千歳市消防本部 千歳地区農協同報無線利用組合
	非常用親局	千歳市総合福祉センター
中継局施設	中継局	千歳市モラップ中継局
		東千歳配水池
		公民館協和分館
		タヌキ公園
受信施設等	屋外拡声子局	市長が必要と認めた地域
	戸別受信機等	市長が必要と認めた施設、機関又は世帯
陸上移動局	陸上移動局	市長が必要と認めた施設等

備考

- 1 「親局」とは、子局(親局の通信の相手方となる受信設備をいう。)に対し通報を送信する設備をいう。
- 2 「遠隔制御局」とは、親局と無線で接続された送信設備で、親局の機能を分掌する設備をいう。
- 3 「非常用親局」とは、親局が使用不能となった場合において、親局の機能を代替する設備をいう。
- 4 「中継局」とは、通信の中継を行う設備をいう。
- 5 「戸別受信機等」とは、無線受信設備であって、音声又は文字表示により情報を出力する機能を備えた機器をいう。

別表第 2 ( 第 5 条関係 )

( 1 ) 同報系



( 2 ) 移動系

